

各障がい福祉サービス等事業所 }
各障がい児入所施設 } 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長

緊急事態宣言解除後の障がい福祉サービス等事業所及び障がい児
入所施設の対応について

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和 2 年 4 月 7 日付で
本県が指定されていた「緊急事態宣言」が解除されました。

現在までのところ、本県の障がい福祉サービス事業所等からはコロナウイル
ス陽性者は発生しておらず、これは事業所等の皆様が徹底した感染防止対策を
実施していただいている結果によるものであり、感謝申し上げます。

今後とも「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
(その 2)」(令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連
絡)等を踏まえ、感染拡大防止の取組みを行っていただきますようお願いいた
します。

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指導係
電話：092 (643) 3312
FAX：092 (643) 3304
Mail：
shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp